

## 議事4

### 地域医療支援病院の名称承認について

- ・地域医療支援病院の見直しに関する  
    国の動向について . . . 1
- ・地域医療支援病院制度の概要 . . . 2～3
- ・地域医療支援病院位置図 . . . 4
- ・埼玉医科大学総合医療センター . . . 5～9
- ・埼玉医科大学国際医療センター . . . 10～15
- ・承認済の地域医療支援病院の状況 . . . 16

## 地域医療支援病院の見直しに関する国の動向について

厚生労働省「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」において制度の見直しについて議論された。(令和元年8月をもって検討会は終了。見直しの方向に沿って今後は法律改正が行われる予定。)

### 1 現状

(1) 地域医療支援病院には、以下の4つの機能が求められている。

- ① 紹介患者に対する医療の提供
- ② 医療機器の共同利用の実施
- ③ 救急医療の実施
- ④ 地域の医療従事者に対する研修の実施

(2) 「紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域で必要とされる様々な取組を通じて、かかりつけ医等を支援する医療機関」と位置付けられている。

### 2 課題

全国的に見ると、地域医療支援病院が全くない二次医療圏もあれば、10以上の地域医療支援病院が所在する二次医療圏もあり、地域医療支援病院がその制度趣旨を踏まえた役割を果たしているのか疑義が生じている。



地域の実情に応じた、真に地域で必要とされる医療の提供が求められている。

### 3 見直しの方向

(1) **かかりつけ医等を支援するための機能について**

知事の権限で地域の実情に応じて要件を追加できるようにすべきである。

具体的には、地域医療構想調整会議における協議において、地域でそれぞれの地域医療支援病院が果たすべきとされた機能については、医療審議会の審議を経て、当該地域医療支援病院の責務とすることが考えられる。

(2) **医師の少ない地域を支援する機能について**

地域医療を支援する病院として、医師の少ない地域を支援する機能が求められる。具体的な取組として以下のようなものが考えられる。

- ・ 医師少数区域等における巡回診療の実施
- ・ 医師少数区域等の医療機関への医師派遣の実施
- ・ 総合診療の部門を持ち、プライマリ・ケアの研修・指導の実施

# 地域医療支援病院制度の概要

## 1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

## 2 開設できる者

国（独立行政法人国立病院機構を含む）、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、又はエイズ治療拠点病院及び地域がん診療拠点病院としての機能を有し、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者

## 3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

ア 紹介率が80%以上であること。

イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。

ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

(2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(3) 救急医療を提供する能力を有すること。

(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

(5) 厚生労働省令で定める数（200床）以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(6) 地域医療支援病院として、必要な次の施設を有し、必要な記録を備えること。

集中治療室、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

## 4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

## 5 承認状況

全国的には、平成30年12月末日現在で607病院が承認されている。

本県では、これまで次の18病院を承認している。

	病 院 名	所 在 地	承認年月日
1	埼玉県立小児医療センター	さいたま市	平成10年10月 1日
2	東松山医師会病院	東松山市	平成14年 2月18日
3	北里大学メディカルセンター	北本市	平成15年 7月29日
4	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	狭山市	平成16年 7月28日
5	社会医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市	平成16年11月 5日
6	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市	平成19年 8月17日
7	深谷赤十字病院	深谷市	平成19年 8月17日
8	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市	平成19年11月 2日
9	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市	平成20年 8月29日
10	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市	平成21年 1月30日
11	さいたま市民医療センター	さいたま市	平成22年 9月 1日
12	さいたま赤十字病院	さいたま市	平成23年 8月29日
13	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市	平成24年 7月31日
14	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	上尾市	平成27年11月20日
15	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市	平成29年10月24日
16	さいたま市立病院	さいたま市	平成29年10月25日
17	川口市立医療センター	川口市	平成29年10月25日
18	新久喜総合病院	久喜市	平成30年10月22日



## 地域医療支援病院名称承認申請の概要

### 1 医療機関

- (1) 名 称 埼玉医科大学総合医療センター
- (2) 開 設 者 学校法人 埼玉医科大学 理事長 丸木 清之
- (3) 所 在 地 埼玉県川越市鴨田1981番地 (川越比企保健医療圏)
- (4) 病 床 数 1053床 (一般病床1053床)
- (5) 診療科目 内科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・放射線科・麻酔科・小児科・泌尿器科・形成外科・脳外科・精神科・神経内科・リハビリテーション科・心臓血管外科・呼吸器外科・歯科・歯科口腔外科・美容外科・リウマチ科・心臓内科・呼吸器内科・消化器内科・病理診断科・救急科

### 2 承認要件への該当状況

#### (1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、学校法人、社会福祉法人等であること。	開設主体は、学校法人である。	○

#### (2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	平成30年度実績 紹介率：67.8% 逆紹介率：56.1%  ②に該当している。	○

#### (3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：172施設	○

当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	平成30年度共同利用実績(延べ数) : 185件 (登録医療機関は全て、当該病院の開設者と直接関係のない医療機関である)	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床: 5床	○

(4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の確保状況 医師91名、看護師120名ほか	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床: 40床 専用病床: 48床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 ICU、GICU、HCU、PICU、救急外来診察室、救急初療室、放射線室、手術室、血管撮影室 ※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	平成30年度患者搬送実績 : 6,279人	○

(5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。  
〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会: 有り 平成30年度地域医療従事者向け研修実績: 24回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	研修用会議室等7室 (主な設備) スクリーン、プロジェクター、音響セット	○

- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、規則第6条の2、H10.5.19 健政発639〉


具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：一般病床1053床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	 <p>床面積：6495.71㎡、病床数：146床</p>	○
化学、細菌及び病理の検査施設	 <p>床面積：1683.42㎡</p>	○
病理解剖室	 <p>床面積：256.83㎡</p>	○



<p>研 究 室</p>	 <p>床面積：115.75㎡</p>	<p>○</p>
<p>講 義 室</p>	 <p>床面積：377.82㎡</p>	<p>○</p>
<p>図 書 室</p>	 <p>床面積：313.57㎡、蔵書数：約23,000冊</p>	<p>○</p>
<p>患者輸送用 自動車</p>	 <p>主な設備：ストレッチャー、AED等</p>	<p>○</p>

<p>医薬品情報管理室</p>	 <p>(専用室) 床面積：20.73㎡</p>	<p>○</p>
<p>診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録</p>	<p>診療に関する諸記録及並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録の規程」及び「診療録管理内規」に基づき、各種分類して保管している。</p>	<p>○</p>

(8) その他(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要事項	該当状況	適否
<p>患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。</p>	<p>病院作成の「診療情報提供に関する規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。</p>	<p>○</p>
<p>患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。</p>	<p>患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、専従の社会福祉士9名を配置している。 平成30年度患者相談実績：18,853件</p>	<p>○</p>
<p>紹介外来制を原則とすること。</p>	<p>紹介状を持たない患者に対しては選定療養費(5,400円)を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。</p>	<p>○</p>

## 地域医療支援病院名称承認申請の概要

### 1 医療機関

- (1) 名 称 埼玉医科大学国際医療センター
- (2) 開 設 者 学校法人 埼玉医科大学 理事長 丸木 清之
- (3) 所 在 地 埼玉県日高市山根 1 3 9 7 - 1 (西部保健医療圏)
- (4) 病 床 数 7 0 0 床 (一般病床 7 0 0 床)
- (5) 診 療 科 目 内科・外科・小児科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・麻酔科・  
泌尿器科・耳鼻咽喉科・呼吸器外科・心臓血管外科・  
リハビリテーション科・精神科・形成外科・心臓内科・呼吸器内科・  
消化器内科・消化器外科・神経内科・小児外科・眼科・産婦人科・  
放射線科・歯科口腔外科・病理診断科

### 2 承認要件への該当状況

#### (1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、学校法人、社会福祉法人等であること。	開設主体は、学校法人である。	○

#### (2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	平成30年度実績 紹介率：78.4% 逆紹介率：117.1%  ②に該当している。	○

※逆紹介率が100%を超えている理由

逆紹介率は、逆紹介患者の数÷初診患者の数×100の式で計算されるが、初診患者の定義として救急自動車により搬入された患者は初診患者から除かれるため、逆紹介率が100%を超えることがある。

- (3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：329施設	○
当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	平成30年度共同利用実績（延べ数）：134件 （うち、当該病院の開設者と直接関係のない医療機関132件）	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床：5床	○

- (4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の確保状況 医師62名、看護師98名ほか	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：99床 専用病床：50床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 ICU、CCU、SCU、 救命救急センター外来診察室、 救命救急センター初療室、 放射線室、手術室、血管撮影室 ※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	平成30年度患者搬送実績 ：4,278人	○

- (5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。  
 〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、  
 H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 平成30年度地域医療従事者向け研修実績：44回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	研修用会議室等3室 (主な設備) プロジェクター、音響セット	○

- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、規則第6条の2、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：一般病床700床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	 <p>床面積：716.06㎡、病床数：24床</p>	○

<p>化学、細菌 及び病理の 検査施設</p>	 <p>床面積：1, 111.86㎡</p>	<p>○</p>
<p>病理解剖室</p>	 <p>床面積：106.37㎡</p>	<p>○</p>
<p>研究室</p>	 <p>床面積：408.37㎡</p>	<p>○</p>
<p>講義室</p>	 <p>床面積：548.97㎡</p>	<p>○</p>
<p>図書室</p>	 <p>床面積：1, 455.00㎡、蔵書数：40, 617冊</p>	<p>○</p>

<p>患者輸送用 自動車</p>	  <p>主な設備：ストレッチャー、携帯型酸素ボンベ、 生体情報モニター等</p>	<p>○</p>
<p>医薬品情報 管理室</p>	 <p>(専用室) 床面積：10.67㎡</p>	<p>○</p>
<p>診療並びに 病院の管理 及び運営に 関する諸記 録</p>	<p>診療に関する諸記録及並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「埼玉医科大学国際医療センター電子診療録運用管理規程」及び「埼玉医科大学国際医療センター電子診療録利用者規則」に基づき、各種分類して保管している。</p>	<p>○</p>

(8) その他(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号~第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要事項	該当状況	適否
<p>患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。</p>	<p>病院作成の「埼玉医科大学国際医療センター診療情報管理室における電子診療録閲覧規則」及び「埼玉医科大学国際医療センター患者個人情報保護規則」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。</p>	<p>○</p>

<p>患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。</p>	<p>患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、専従の社会福祉士5名、看護師2名を配置している。 平成30年度患者相談実績：4,327件</p>	<p>○</p>
<p>紹介外来制を原則とすること。</p>	<p>紹介状を持たない患者に対しては選定療養費（5,400円）を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。</p>	<p>○</p>



承認済の地域医療支援病院の状況（平成29年度実績）

医療圏	病院名	病床数	紹介率	逆紹介率	登録医療 機関数	共同利用 病床数	救急搬送 受入実績	研修実績
南 部	済生会川口総合病院	424	91.2%	81.0%	515	5	4,687	23
	川口市立医療センター	539	65.4%	51.4%	213	5	5,443	14
南西部	国立病院機構埼玉病院	350	83.2%	154.4%	110	5	3,809	9
東 部	獨協医科大学埼玉医療センター	723	77.3%	50.5%	101	5	4,710	27
さいたま	埼玉県立小児医療センター	316	91.8%	45.8%	8	6	2,391	33
	さいたま市民医療センター	340	88.7%	98.3%	700	10	5,033	20
	さいたま赤十字病院	632	91.5%	84.9%	756	5	9,861	33
	さいたま市立病院	567	67.3%	90.0%	448	47	6,596	44
県 央	北里大学メディカルセンター	372	79.4%	61.7%	75	5	2,309	21
	上尾中央総合病院	724	67.6%	60.9%	198	26	8,780	19
川越比企	東松山医師会病院	261	75.1%	67.2%	55	196	5,201	15
西 部	埼玉石心会病院	349	60.2%	84.8%	342	5	7,574	13
	国立病院機構西埼玉中央病院	325	71.0%	65.2%	207	5	1,990	12
利 根	行田総合病院	504	82.4%	32.1%	17	5	4,493	19
	済生会栗橋病院	329	81.3%	135.1%	115	5	3,194	12
	新久喜総合病院	300	57.3%	74.4%	138	5	5,840	34
北 部	深谷赤十字病院	506	73.7%	77.2%	538	10	3,723	24
	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	343	97.7%	92.5%	230	6	1,231	40

【参考】今回諮問する病院の状況

川越比企	埼玉医科大学総合医療センター	1,053	67.8%	56.1%	172	5	6,279	24
西 部	埼玉医科大学国際医療センター	700	78.4%	117.1%	329	5	4,056	44